

(仮称) 西東京市認知症施策 推進計画について

1 計画の考え方

(1) 計画の基本的な理念

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進する。（共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第1条）

計画の推進に当たっては、様々な認知症施策を認知症のある人を起点に実施することや、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」（※）の理解促進が重要となります。

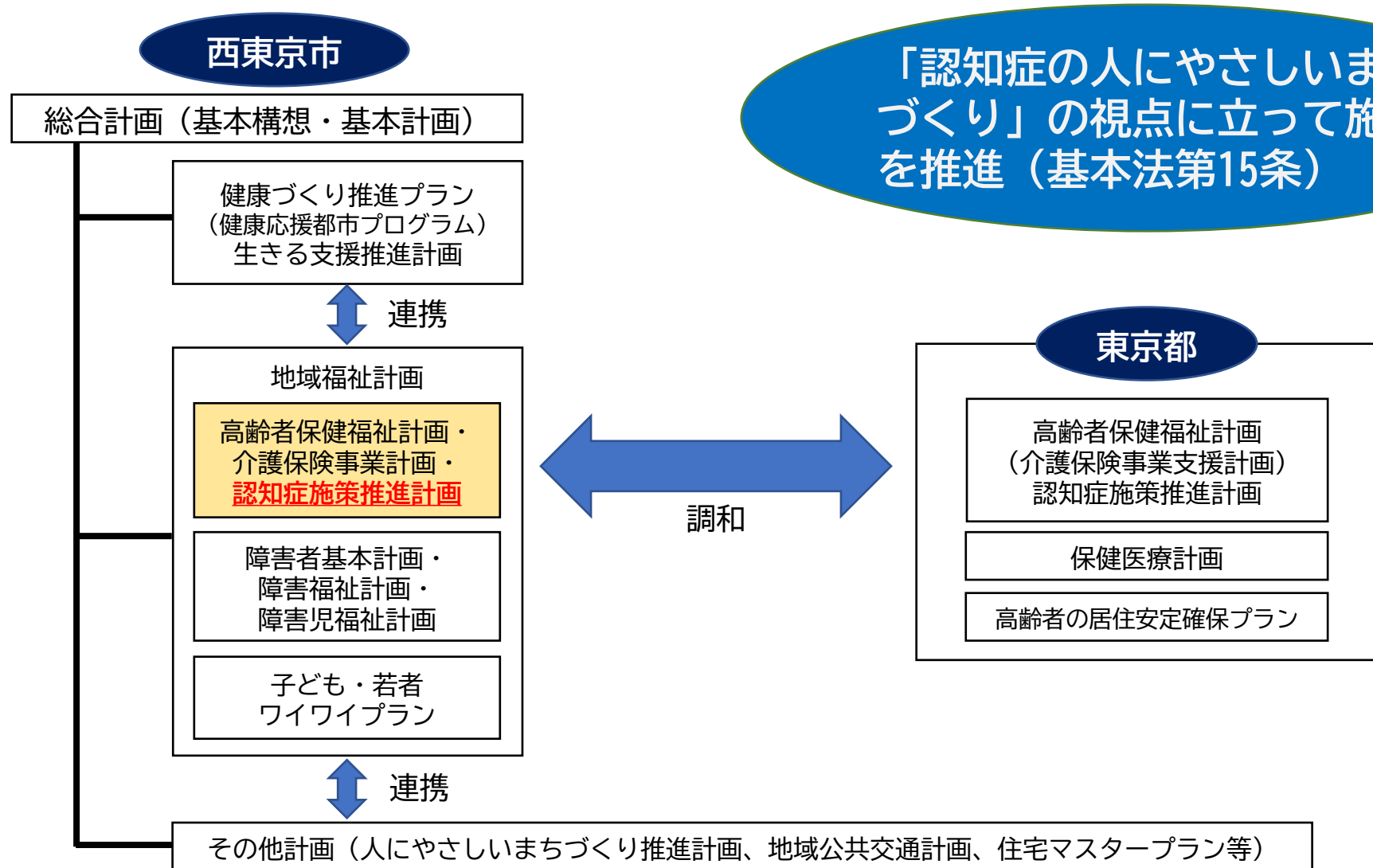
(※)「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。（「認知症施策推進基本計画」前文）

(2) 計画の位置付け、計画期間、計画の進捗管理

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「基本法」という。）第12条に基づき、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、本市の実情に即した計画として策定し、国の動向や認知症をめぐる状況の変化にも対応した、本市の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すものです。
- 本計画（第1期）の計画期間は、「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」とあわせ、令和9年度（2027年）から令和11年度（2029年）までの3年間を対象とする予定です。
- 本計画期間中は、介護保険運営協議会において、計画の達成状況の進捗を管理し、次期以降の計画につなげていきます。計画の進捗管理や見直しに際しては、認知症のある人と家族等の意見を十分に聴くよう努めることとします。

(3) 他の計画との関係

- ・ 本計画は、本市の認知症施策の推進に関連する他の計画と連携しつつ、策定します。
- ・ 特に、基本法で「共生社会」の実現に向けた認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進等について規定されたことも踏まえ、福祉・保健・医療等に係る計画だけでなく、住まいや交通に関する各計画及び施策とも連携することが重要です。



2 西東京市の認知症施策（令和7年度の主な取り組み）

～認知症のある人の尊厳を大切にしながら、一人ひとりが希望を持って暮らせる地域づくりを目指します～

（1）「西東京市認知症ガイドブック」（認知症ケアパス）の作成・配布

認知症のある人からのメッセージや相談先、各種サービス・取り組みなど様々な情報がまとめられています。



（2）認知症のある人の見守りサービス

①「認知症ひとり歩き高齢者位置探索等サービス」について

認知症の症状により行方不明となるおそれのある人の介護者等に位置情報探索専用の端末を貸与し、利用者の行方が分からなくなった際に、スマートフォンや電話等でGPS機能を利用して居場所をお伝えするサービスです。サービスには利用者を被保険者とする日常生活賠償保険が付帯されており、万が一の事故に備えることができます。



②「みまもりシール」の配布

「みまもりシール」は、スマートフォン等で読み取ることができるQRコードがついたシールです。このシールを、対象者の衣服や持ち物に貼り付けておき、行方不明になってしまった際に、発見者がQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板（どこシル伝言板）を介して発見者と介護者等が匿名でやり取りを行うことができます。個人情報を知られることなく、発見から保護、引き渡しを安全・安心・迅速に行うことができます。



（3）もの忘れ予防検診の推進

認知機能低下に早めに気づき、軽度認知障害（MCI）に対処するため、70歳以上の方を対象に、市内の専門医療機関で受診できます。

検診の受診を幅広く勧奨するため、市内でラッピングバスを運行させるほか、PR動画を作成し、市のホームページやYouTubeで配信します。



（4）認知症初期集中支援チーム事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センター（市内8か所）が認知症の人やその家族に早期に関わり、医療機関への受診・介護サービス利用につながるよう、適切な支援を行います。

(6) 認知症カフェ（オレンジカフェ）・「わくわく」ミーティング

認知症のある人同士がつながり、想いを語り合う「わくわく」ミーティングや、認知症の人やそのご家族、地域の人、福祉や医療の専門職等のスタッフなどが集まるカフェを地域で開催しています。

(7) 普及啓発の取り組み

① 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を温かく見守り、自分にできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を養成します。

「認知症サポーター養成講座」では、認知症の基礎知識と、認知症のある人への接し方などを習得します。

さらに、「認知症ステップアップ講座」では、養成講座受講者を対象に、認知症の理解を深め、本人の声を聴き、支援につなげる方法を習得し、チームオレンジへの参加を案内します。

○ 参考：＜令和6年度＞開催回数：33回 参加人数：1,574人

小学校・中学校、郵便局、スポーツクラブ、介護サービス事業所、自治会、高齢者クラブ、市職員が参加

② 認知症キャンペーンの実施

○ 映画上映会の開催、スカイツー西東京のオレンジライトアップ

○ 認知症のある人の社会参加普及啓発動画の作成・配信（市ホームページ、YouTube）



映画上映会の様子
(令和6年度は「オレンジ・ランプ」)



チームオレンジの活動の様子



スカイツー西東京の
オレンジライトアップ

3 計画の策定に向けた取り組み

(1) 令和7年度(2025年)

① 認知症のある人や家族、事業所等へのアンケート

「在宅介護実態調査」(在宅で生活している要介護認定高齢者が対象)、「一般高齢者調査」(要介護認定を受けていない高齢者が対象)、「事業者調査」(市内の介護サービス事業所が対象)、「医療機関調査」(市内の医療機関が対象)において、認知症のある高齢者や家族、ケアマネジャー等の介護専門職、医療専門職に対し、認知症のある高齢者や家族の日常生活での困りごと、必要なサービス・支援、認知症のある高齢者への適切な接し方などを調査します。

② 認知症カフェ・「わくわく」ミーティングなどでのヒアリング

地域の通いの場を訪問し、認知症のある高齢者や若年性認知症の人、その家族に対し、日常生活での困りごとや必要なサービス・支援、就労などの社会参加の状況・意向などを幅広く聴取します。

③ 基礎的なデータの収集・整理・分析

介護保険データ(認定調査票データや主治医意見書データ等)やもの忘れ予防検診結果データ等を活用し、本市の認知機能の低下が見られる高齢者(40歳から64歳までの人を含む)の数を把握し、将来推計等を行います。

また、認知症施策として実施している様々な取り組みの実績や、利用者本人・家族の意見・要望の声を集約します。

(2) 令和8年度(2026年)

令和7年度(2025年)に行ったアンケートやヒアリングの内容、基礎的なデータの収集・整理・分析の結果、大学生を含めた多世代の意見聴取などを踏まえ、介護保険運営協議会での審議を経て、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)とあわせて計画を策定します。